

平成27年11月1日

社会福祉法人えのき会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように、行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年11月1日～平成30年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1:計画期間内に育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員……計画期間中に1人以上取得すること

<対策>

- 平成27年11月～ 男性も育児休暇を取得できることを周知するため月例会議・職員会議などで、職員に周知
- 平成28年1月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施